

【開催日時・場所】

- 令和元年8月26日（月）午後7時～  
瑞穂公民館（地元関係者25名参加）



- 令和元年8月29日（木）午後7時～  
吾妻町ふるさと会館（地元関係者15名参加）



【説明内容と結果】

- ① 道路計画について
  - ・ 道路の構造
  - ・ 交差道路の機能回復
  - ・ 水路の流末
  - ・ 今後の設計で検討する内容

② 用地幅杭設置について

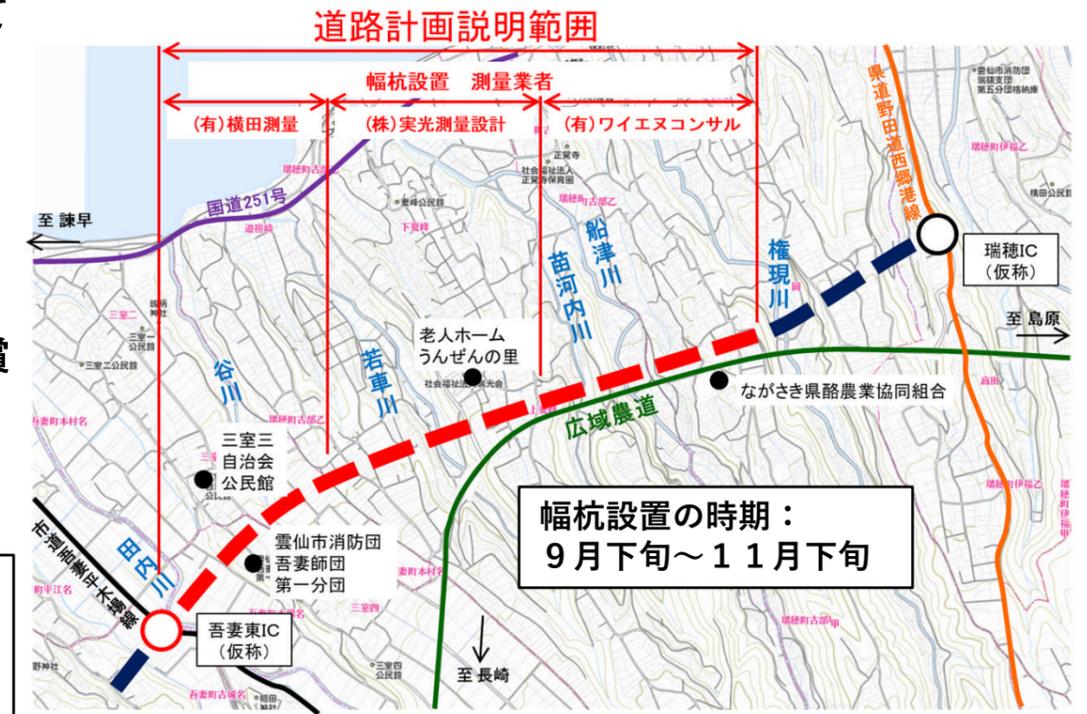
- ・ 道路に必要な幅
- ・ 杭やピンの色
- ・ 幅杭設置のお願い

参加の地権者から  
用地幅杭設置の承諾

③ 用地取得及び物件補償

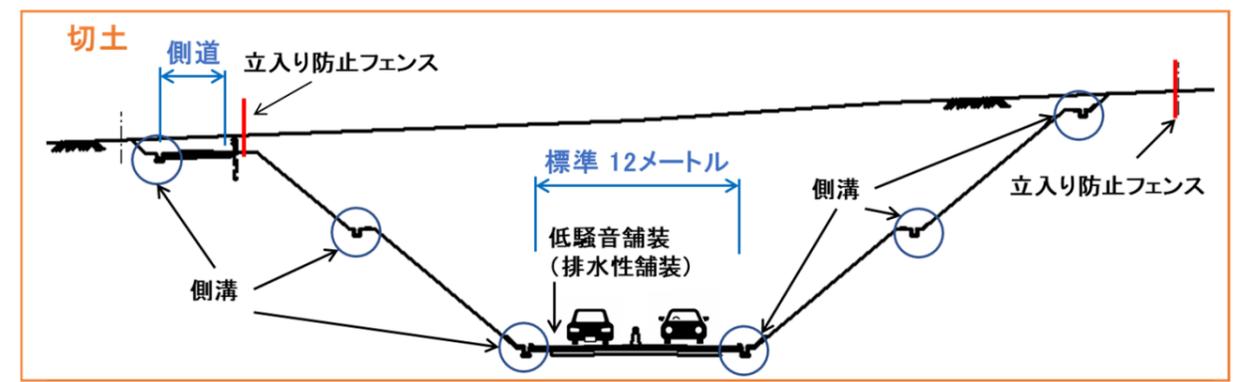
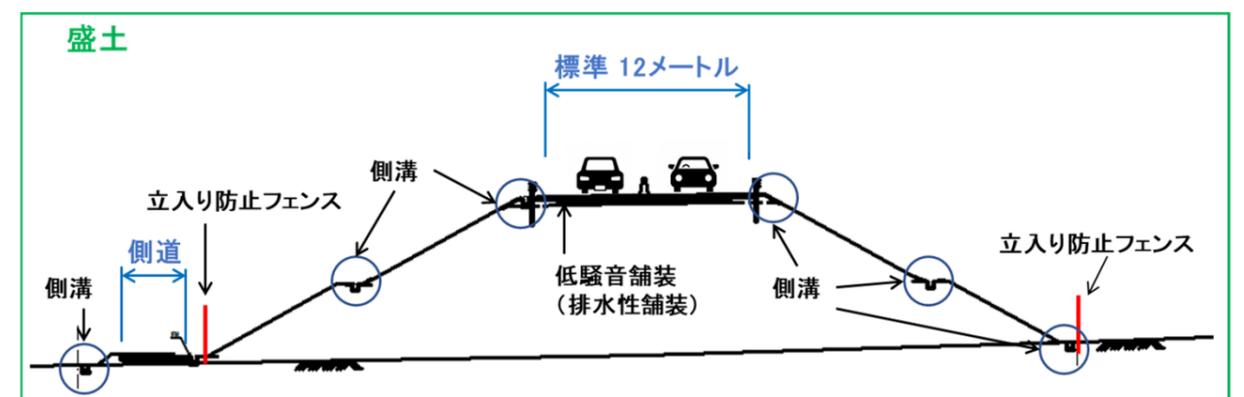
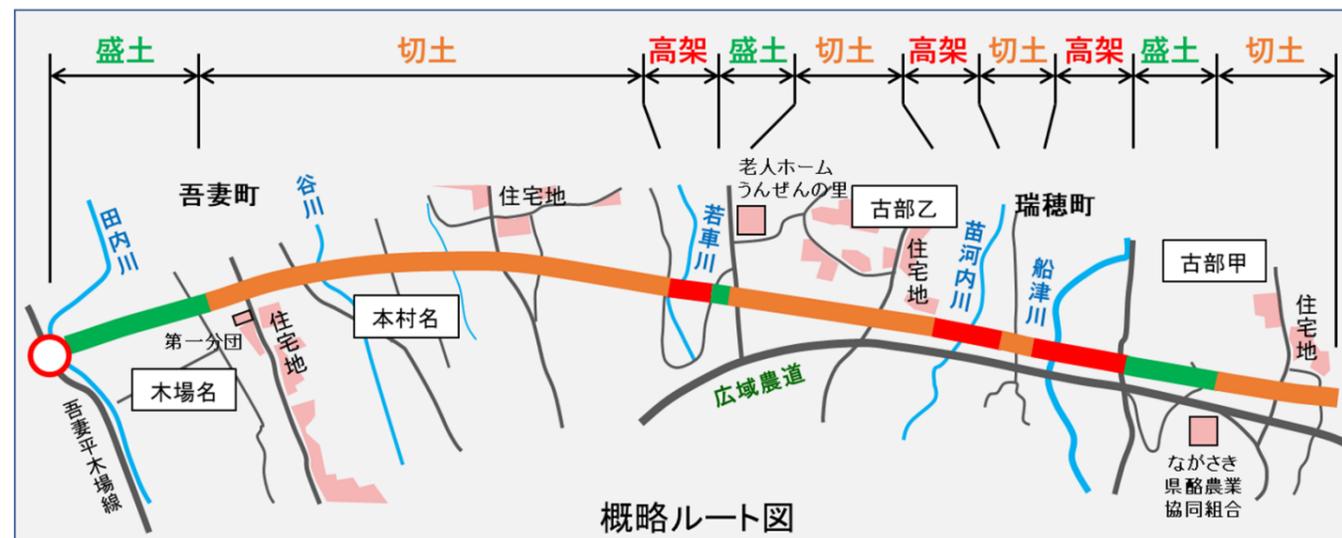
- ・ 土地の補償
- ・ 物件に関する補償
- ・ 譲渡所得税の優遇制度

補償金の算定に必要な  
物件の調査等を実施し、  
令和2年度から  
個別に用地交渉を開始



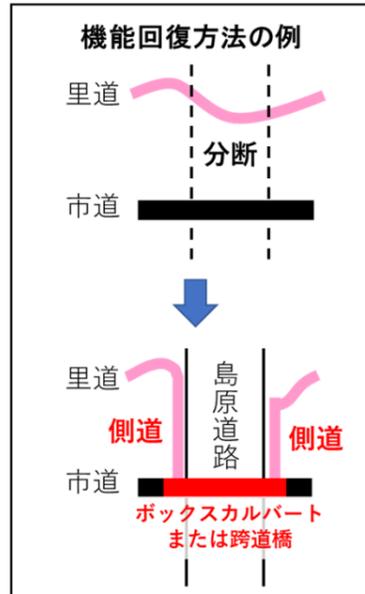
【道路の構造】

- 島原道路は自動車専用道路で、インターチェンジで乗り降りします。
- 地形に合わせて、盛土または切土構造を基本とします。
- 川を横断する箇所は高架構造とします。



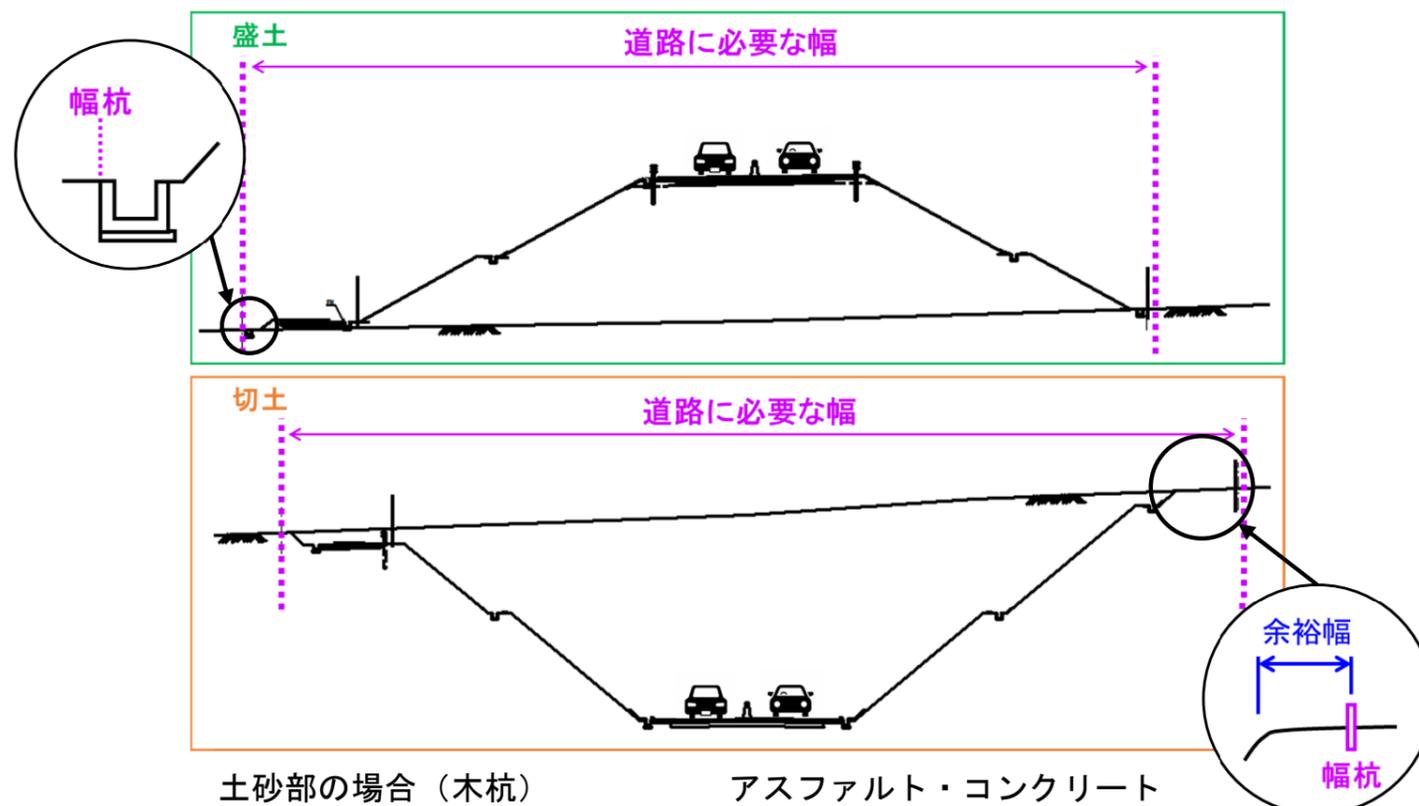
## 【交差道路の機能回復】

- これまで有していた道路の機能については、**ボックスカルバート**または**跨道橋**、**側道**を整備して機能回復を図ります。



## 【道路に必要な幅】

- 道路として必要な幅をお示しするために、現地測量を実施し、**幅杭**（黄色の木杭またはピン）を設置させていただきます。



土砂部の場合（木杭）



アスファルト・コンクリートの場合（ピン）



## 【今後、設計で検討する内容】

- 『高架橋』『ボックスカルバート』『跨道橋』『水路』『乗入口』の細部構造について、詳細設計を実施します。設計にあたっては、管理者や関係地権者と協議いたします。
- 詳細設計に伴い『地質ボーリング調査』をお願いすることがあります。
- 詳細設計の結果、道路として必要な幅に変更が生じる場合や、工事に必要な借地のお願いをすることがあります。

## 【補償金の算定】

皆様の大切な土地をお譲りいただいたり、建物の移転をお願いする場合には、国が定めた「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（以下「補償基準」）などにより公平で適正な補償金を算定します。

### ① 土地の補償

お譲りいただく土地の価格は、正常な取引価格によるものとされており、取引事例価格、地価公示価格、基準地価格、不動産鑑定士による鑑定評価額などを基にして適正に算定します。

土地の地目は、登記簿の地目ではなく現在の状況で判断します。

### ② 物件に関する補償

お譲りいただく土地の上にある建物やビニールハウス等の物件は、所有者の方で移転していただくこととなりますので、移転に要する費用を調査した結果に基づき、国が定めた補償基準で算定します。

また、補償物件のかかり具合、残地の形状、使用状況により移転方法を決めたくうえで、経過年数に応じた金額を補償します。

※ 譲渡所得税の優遇制度あり（公共事業に協力いただく場合、5千万円）